

お客様各位

2025年10月吉日

ドバイ向け B/L 記載に関する注意事項 Rev.01

平素より上海錦江航運(集団)股份有限公司をご利用いただきまして、誠に有り難うございます。  
このたび、ドバイ向け(POD:ジュベル・アリ)貨物の B/L 記載に関する注意事項について、以下の通りご案内申し上げます。

記

ドバイ税関の規定により、以下の情報が**必須記入項目**として定められております。

前回のご案内から**新たに追加された項目は赤字**にて表示しております。

漏れのないようご記入くださいますようお願い申し上げます。

- ① Consignee 欄と Notify Party 欄の「携帯電話」情報
- ② Consignee 欄と Notify Party 欄の「VAT No.」情報
- ③ Consignee 欄と Notify Party 欄の「P.O. BOX No.」情報
- ④ Consignee 欄と Notify Party 欄の「FAX」情報、「EMAIL」情報
- ⑤ **Consignee 欄と Notify Party 欄の「TRADE LICENSE」情報**
- ⑥ 6桁の HS CODE 情報
- ⑦ **Notify Party が「SAME AS CONSIGNEE」の場合のみ**

Notify Party 欄に上記①～⑤の情報を記載する必要はございません

**Consignee 欄が「TO ORDER」の場合のみ**

Consignee 欄に上記①～⑤の情報を記載する必要がなくなるが、

Notify Party 欄には上記①～⑤の情報を記載する必要がございます

**Notify Party 欄の住所はドバイに実在する住所でなければいけません**

**Consignee 欄と Notify Party 欄が異なる場合、**

**その内のいずれかはドバイに実在する住所でなければいけません**

上記情報を B/L 上・マニフェスト上で確認できない場合、ドバイ税関より輸入通関が差し止められたり、罰金を科されたりする可能性がございます。

記載漏れが無いよう、十分ご注意くださいよう、よろしくようお願い申し上げます。

<ご参考: TRADE LICENSE に関連する情報源> **United Arab Emirates - Import Requirements and Documentation** (Published by: International Trade Administration)

<https://www.trade.gov/country-commercial-guides/united-arab-emirates-import-requirements-and-documentation>

以上